

気象警報発令時の休校等の扱いについて

本校では、気象警報発令時、下記のように取り扱いますので、留意してください。

1. 特別警報(レベル 5)、危険警報(レベル 4)または暴風警報が、島本町または島本町を含む地域(北大阪・大阪府全域など)に午前 6 時現在発令中であれば、自宅待機とします。
2. 上記の警報が、6 時から 8 時の間に解除された場合、学校は 3 限目より授業を行います。
※10 時 50 分点呼、11 時 00 分 3 限目授業開始
3. 上記の警報が、8 時現在、発令中であれば臨時休校とします。

(注) ①居住地域に上記の警報が発令されている場合は、状況により無理に登校することは控えてください。その旨を事前に学校までご連絡いただければ、出席上の扱いについて配慮いたします。

②その他の警報発令時や天候の急変などで、登下校の生徒の安全上、措置を講ずる必要があると判断した場合は、上記の規定とは別に、臨機に対応することがあります。

公共交通機関不通時の休校等の扱いについて

本校では、地震・台風などの自然災害や交通ストライキで不通となった場合(人身事故等での遅れや一時的な不通は除く)、下記のように取り扱いますので、留意してください。

1. JR 東海道本線の大阪～京都駅間と阪急京都線が、7 時現在、ともに不通になっている場合、自宅待機とします。
2. JR 東海道本線の大阪～京都駅間と阪急京都線のいずれかが、8 時までには運転を再開した場合、学校は 3 限目より授業を行います。
※10 時 50 分点呼、11 時 00 分 3 限目授業開始
3. JR 東海道本線の大阪～京都駅間と阪急京都線が、8 時現在、ともに不通になっている場合、臨時休校とします。
4. 他の交通機関(京阪電鉄や高槻市営バスなど)の不通による欠席・遅刻は、公欠扱いとします。

以上